

浪速区役所「防犯・防災等に関する業務」会計年度任用職員要綱

（目的）

第1条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、浪速区役所「防犯・防災等に関する業務」会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（任用）

第2条 会計年度任用職員の選考は、次の内容を勘案して行う。

（1）口述（面接）試験

（任用期間）

第3条 会計年度任用職員の任用期間は、その採用日の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内とする。

（再度の任用）

第4条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小等の状況及び前年度の勤務実績を総合的に勘案して判断するものとし、2回までは再度の任用ができるものとする。

（業務内容）

第5条 会計年度任用職員は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）防犯業務（青パトによる防犯パトロール、啓発活動、落書き消去など）
- （2）防災業務（備蓄倉庫管理、防災訓練、啓発業務など）
- （3）その他、放置自転車・空家・環境対策業務、財産管理業務（補助）

（勤務地）

第6条 会計年度任用職員は、浪速区役所市民協働課市民協働担当に勤務するものとする。

（勤務日数等）

第7条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は、次に掲げるとおりとする。

- （1）勤務日数は、週4日30時間とする。（月曜日から金曜日のうち本市が指定する4日間）
- （2）勤務時間は、午前9時00分から午後5時15分までとする。（ただし、業務の性質その他の事由により勤務時間を変更する場合がある。）
- （3）休憩時間は、45分（通常は午後0時15分から午後1時00分まで）とする。

(休日)

第8条 休日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日、土曜日
- (2) 月曜日から金曜日のうち本市が指定する曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く）
- (5) 主管課長は、前項の規定にかかわらず、業務の性質その他の事由により同項の規定により難しいときは、休日を別に定めることができる。
- (6) 主管課長は、前4項の規定にかかわらず、職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替えるものとする。

(その他)

第9条 その他必要な事項は、浪速区長が定める。

附則

この要綱は、令和8年1月23日から施行する。